令和６年度報酬改定

②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

○　総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、５領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、１年の経過措置期間を設ける。

運営基準　※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】
○指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の２・新設）

※１年の経過措置期間を設ける（令和７年３月31日までは努力義務）
※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
支援プログラム未公表減算　所定単位数の８５％を算定
※　児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合
（令和７年４月１日から適用）

ポイント　要・都道府県への基準適合の届出

○　本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、５領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの

○　支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について８５％を算定（１５％を減算）するもの

○　支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業者の意見も聞いて作成すること
※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定
（令和６年度早期に改定・発出予定）

○　公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和７年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

【参照法令等】
運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）
報酬告示：第１の注３（４）７の４（児発）、第３の１の注４の（４）（放デイ）、第４の１の注３の（３）

令和６年度報酬改定

③児童指導員等加配加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
児童指導員等加配加算
<児童発達支援センター（障害児）>
理学療法士等を配置　区分に応じて２２～６２単位／日
児童指導員等を配置　同　１５～４１単位／日
その他の従業者を配置　同　１１～３０単位／日
<児童発達支援事業所（障害児）>
理学療法士等を配置　区分に応じて７５～１８７単位／日
児童指導員等を配置　同　４９～１２３単位／日
その他の従業者を配置　同　３６～　９０単位／日

【改定後】
児童指導員等加配加算
<児童発達支援センター>
児童指導員等を配置
常勤専従・経験５年以上　区分に応じて２２～６２単位／日
常勤専従・経験５年未満　同　１８～５１単位／日
常勤換算・経験５年以上　同　１５～４１単位／日
常勤換算・経験５年未満　同　１３～３６単位／日
その他の従業者を配置　１１～３０単位／日
<児童発達支援事業所（障害児）>
児童指導員等を配置
常勤専従・経験５年以上　区分に応じて７５～１８７単位／日
常勤専従・経験５年未満　同　５９～１５２単位／日
常勤換算・経験５年以上　同　４９～１２３単位／日
常勤換算・経験５年未満　同　４３～１０７単位／日
その他の従業者を配置　３６～　９０単位／日
※「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○　本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】
・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を１以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること
・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
・勘案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

○ 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数５年以上の者と５年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する

○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

【参照法令等】
報酬告示：第１の１の注８（児発）、第３の１の注７（放デイ）　基準告示（２７０）：１の３（児発）、７（放デイ）

令和６年度報酬改定

④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、２段階で評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
専門的支援加算
＜児童発達支援センター（障害児）＞
理学療法士等を配置　区分に応じて２２～６２単位／日
児童指導員を配置　同　１５～４１単位／日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞
理学療法士等を配置　区分に応じて７５～１８７単位／日
児童指導員を配置　同　４９～１２３単位／日
※　専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合
特別支援加算　５４単位／回
※　理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

【改定後】
専門的支援体制加算…①
＜児童発達支援センター＞　区分に応じて１５～　４１単位／日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞同　４９～１２３単位／日

専門的支援実施加算　１５０単位／回（原則月４回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合
②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月６回を限度（放デイは月２回～最大月６回を限度）

ポイント　要・都道府県への届出（人材の配置）

○　専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するもの(両加算を併せてとることが可能)

【主な要件】
＜専門的支援体制加算＞
・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を１以上配置（常勤換算）していること
（※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から５年以上児童福祉事業に従事したものに限る

＜専門的支援実施加算＞
・理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った５領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（５名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（２まで）の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、３０分以上を確保すること
・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること
・対象児ごとの支援記録を作成すること
○専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定
児童発達支援：限度回数４回（月利用日数１２日未満の場合）　同６回（同１２日以上の場合）
放課後等デイサービス：限度回数２回（月利用回数６日未満の場合）　同４回（同６日以上１２日未満の場合）　同６回（同１２日以上の場合）

【参照法令等】報酬告示：第１の１の注９、８（児発）、第３の１の注８、６（放デイ）
基準告示（２７０）：１の４、１の６（児発）、７、（放デイ）

令和６年度報酬改定

⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（３０分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

○　支援時間による区分は、「３０分以上１時間３０分以下」、「１時間３０分超３時間以下」、「３時間超５時間以下」の３区分とする。５時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
<児童発達支援センター（障害児）>
定員30人以下　1086単位／日
<児童発達支援（障害児）>
定員10人以下　885単位／日
<放課後等デイサービス（障害児）>
定員10人以下　授業終了後　604単位／日
学校休業日　721単位／日
※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定

【改定後】
<児童発達支援センター（障害児）>
定員30人以下　時間区分１（30分以上1時間30分以下）　1104単位／日
時間区分２（1時間30分超３時間以下）　1131単位／日
時間区分３（　３時間超　５時間以下）　1184単位／日
<児童発達支援（障害児）>
定員10人以下　時間区分１（30分以上1時間30分以下）　901単位／日
時間区分２（1時間30分超３時間以下）　928単位／日
時間区分３（　３時間超　５時間以下）　980単位／日
<放課後等デイサービス（障害児）>
定員10人以下　時間区分１（30分以上1時間30分以下）　574単位／日
時間区分２（1時間30分超３時間以下）　609単位／日
時間区分３（　３時間超　５時間以下）　666単位／日
※放デイの時間区分３は学校休業日のみ算定可能
※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

ポイント

○　児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分１」支援時間30分以上１時間30分以下、「時間区分２」同１時間30分超３時間以下、「時間区分３」同３時間超５時間以下の３区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする

○　「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

○　支援の提供時間は、30分以上５時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、５時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う

○　主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない

○　本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ＆A VOL.1（令和6年3月 29 日）
（基本報酬）
問4 **個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合、どの時間区分で請求することになるか。**
（答）
○ 個別支援計画が未作成である場合や、当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合には、「30 分以上1時間 30 分以下」の時間区分での算定とする。
○ なお、児童発達支援管理責任者が未配置であることにより、個別支援計画の作成や見直しができない場合において、障害児等のアセスメントを行い支援の方針や支援目標、支援内容及びそれを実施するための支援の提供時間を定めた個別支援計画と同様の計画を作成している場合においては、当該支援の提供時間に基づく基本報酬の算定を可能とする。当該計画については、あらかじめ支給決定保護者に説明を行い意を得ること。
ただし、この場合においても、個別支援計画の未作成減算が適用されることに留意すること。
○ また、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画（参考様式における別表の特記事項欄）に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能である。

令和６年度報酬改定

⑦自己評価・保護者評価の充実（基準）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

運営基準　※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【見直し】

○指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（第26条第６項・見直し）

○　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同条第７項・見直し）

※第71条により、指定放課後等デイサービス事業についても準用

ポイント

○　自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの

○　また、指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価と保護者評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの

○　自己評価・保護者評価の参考様式や実施手順については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示ししているところ、これらガイドラインの改定とあわせて、改定してお示しする予定（令和６年度早期に改定・発出予定）

令和６年度報酬改定

①関係機関連携加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
関係機関連携加算（Ⅰ）　２００単位／回（月１回を限度）…①
関係機関連携加算（Ⅱ）　２００単位／回（１回を限度）　…②
※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
② 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

【改定後】
関係機関連携加算（Ⅰ）　２５０単位／回（月１回を限度）…①
関係機関連携加算（Ⅱ）　２００単位／回（月１回を限度）…②
関係機関連携加算（Ⅲ）　１５０単位／回（月１回を限度）…③
関係機関連携加算（Ⅳ）　２００単位／回（１回を限度）　…④
※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合
③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合
④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、障害児が日々通う保育所や学校等や、障害児の状況等により連携が必要な児童相談所やこども家庭センター、医療機関等その他関係機関との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定するもの
【主な要件】
・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること
・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
・保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること（加算（Ⅰ））【現行どおり】
・保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅱ））【新】
・児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅲ））【新】
・就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこと（加算（Ⅳ））【現行どおり】
○　各加算の要件の会議については、要旨等について記録を行うこと。会議についてはオンラインの活用も可能とする
○　加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の同一月の算定は不可。加算（Ⅲ）については、個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない
○　多機能型事業所の場合、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスで合わせて月１回までとする

【参照法令等】
報酬告示：第１の１２の２（児発）、第３の１０の２（放デイ）

令和６年度報酬改定

⑤家族支援加算【新設・見直し】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

○　障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う〔居宅訪問型児発〕
○　家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直しを行う〔保育所等訪問〕

単位数（新旧）

<居宅訪問型児童発達支援>
【現行】
なし

<保育所等訪問支援>
【現行】
家庭連携加算（月２回を限度）
入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合
居宅を訪問（所要時間１時間以上）　２８０単位／回
（所要時間１時間未満）　１８７単位／回

【改定後】<居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援>
家族支援加算（Ⅰ）（月２回を限度）
障害児の家族に対して個別に相談援助等を行った場合
居宅を訪問（所要時間１時間以上）　３００単位／回
（所要時間１時間未満）　２００単位／回
※居宅訪問型児童発達支援にあっては、訪問日以外の日の訪問に限る
事業所等で対面　１００単位／回
オンライン　８０単位／回
家族支援加算（Ⅱ）（月４回を限度）
障害児の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合
事業所等で対面　８０単位／回
オンライン　６０単位／回
※　多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月４回を超えて算定することはできないこととする。

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、加算(Ⅰ)は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算(Ⅱ)は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの
【主な要件】
・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
・相談援助は３０分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある場合や家族側の事情による場合は３０分未満も可。事業所等・オンラインは３０分未満の場合は算定不可）
・相談内容の要点等に関する記録を行うこと
・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
・グループでの相談援助については、最大８世帯までを１組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
○　家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能（ただし、必要な場合には同席の下で行うなど、効果的な支援となるよう努めること）
○　加算(Ⅰ)は訪問日以外の日に限り算定可。また、保育所等訪問支援について、保護者へのフィードバックとは区分して実施すること
○　加算(Ⅰ)について、保育所など、居宅・事業所以外の場で対面で個別に相談援助を行う場合は、「事業所等で対面」を算定するものとする
○　加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、同一の日はそれぞれ１回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
○　個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の併算定が可能
○　児発・放デイとの多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月４回（居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の多機能型事業所で当該サービス利用の場合、加算（Ⅰ）は月２回）を限度とすること

【参照法令等】　報酬告示：別表第４の１の３（居宅訪問型児発）、別表第５の１の４（保育所等訪問支援）

令和６年度報酬改定

①延長支援加算の見直し〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
○　延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、２人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】延長支援加算
営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員１名以上を配置）

対象者/時間	１時間未満	１時間以上 ２時間未満	２時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日

【改定後】延長支援加算
基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（５時間※１）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を２名以上（うち１名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）

対象者/時間	１時間以上 2時間未満	２時間以上	30分以上 １時間未満（※２）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児 医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※１）放課後等デイサービスについては平日３時間、学校休業日５時間
（※２）延長時間30分以上１時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

ポイント

要・市町村による児の判定（重症児・医ケア児の場合）
要・都道府県への基準適合の届出

○本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの
【主な要件】
・支援時間が５時間（放デイ平日は３時間）である児を受け入れることとしていること
・運営規程に定められている営業時間が６時間以上であること（放デイ平日は除く）
・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
・上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（１時間以上）を行うこと　　（※）支援が必要な理由、延長支援時間
・延長支援を行う時間帯に職員を２（対象児が10人を超える場合は、２に10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数）以上配置していること（うち１以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）
・延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

○延長支援時間は１時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも１時間以上とすること

○算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が１時間未満となった場合は、１時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）

○延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと

○主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のとおり、事業所の営業時間（８時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし、当該時間帯の体制については、職員２名以上（うち１名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

【参照法令等】　報酬告示：別表第１の12（児発）、別表第３の10（放デイ）　施設基準告示（269）４の７、５（児発）、１０の７、１１（放デイ）

令和６年度報酬改定

①効果的な支援の確保・促進（訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等）〔保育所等訪問支援〕

○　運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
○　訪問支援時間に下限を設定し、３０分以上とすることを求める。
○　訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】
○児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第79条により準用される第27条第５項）

ポイント

（訪問先と連携した個別支援計画の作成）
○　本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、児童発達支援管理責任者に対し、個別支援計画の作成に当たり、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者と当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該個別支援計画について意見を求めることとしたもの。会議についてはオンラインを活用することが可

（支援時間の下限の設定）
○　訪問支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。現に要した訪問支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本とするが、障害児又は訪問先施設の事情による場合には算定を可能とする。なお、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

（オンラインの活用の推進）
○　訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンスについて、業務効率化の観点から、オンラインで行うことも推奨する（「保育所等訪問支援ガイドライン」においてお示しする予定（令和６年度早期に作成・発出予定））。関係機関連携加算（新設）において、会議をオンラインで行うことも可とするとともに、家族支援加算（見直し）において、オンラインでの実施について新たに評価を行う

【参照法令等】
基準省令：第79条により準用される第27条第５項　報酬告示：第５の１の注２

令和６年度報酬改定

②関係機関連携加算【新設】〔保育所等訪問支援〕

○　効果的な支援を確保・促進する観点から、訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
関係機関連携加算【新設】　150単位/回（月1回を限度）
※訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、効果的な支援を確保・促進する観点から、保育所・学校等の訪問先施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関との連携を図るため、会議を開催等して当該関係機関と情報連携を行った場合に算定するもの。

【主な要件】
- ・あらかじめ給付決定保護者の同意を得ること
- ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
- ・関係機関との間で、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有・連絡調整を行うこと。
  なお、会議はオンラインの活用も可能とする（なお、個別支援計画を作成等する場合の会議についても算定可）
- ・会議や日常的な連携を踏まえて、必要に応じて個別支援計画の見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。その際、訪問先施設を含めた連携の取組となるよう努めること
- ・会議や日常的な連絡調整等の要点等について、記録を行うこと。

○　多機能型事業所の場合、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスで合わせて月１回までとする
また、多機能型事業所の場合であって、当該児童が個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては、本加算を算定しない

【参照法令等】
報酬告示：第５の１の８

令和６年度報酬改定

③自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入〔保育所等訪問支援〕

○　効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、１年の経過措置期間を設ける。

運営基準　※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】
○指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（第79条により準用される第26条第５項・新設）
○指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（同第６項・新設）
○指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同第７項・新設）

単位数（新旧）

【現行】
なし

→

【改定後】
自己評価等未公表減算　所定単位数の８５％を算定
※　保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合
（令和７年４月１日から適用）

ポイント　要・都道府県への基準適合の届出

○　本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、指定保育所等訪問支援事業者に対して、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施を求め、これらの実施に当たっては、指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）、当該事業所が訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けてその改善を図らなければならないこととしたもの

○　また、指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの

○　自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について８５％を算定（１５％を減算）するもの

○　公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和７年度からとなる

○　自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「保育所等訪問支援ガイドライン」でお示しする予定（令和６年度早期に作成・発出予定）

【参照法令等】
運営基準：第79条により準用される第26条第５・６・７項　報酬告示：第５の１の注２（４）

令和６年度報酬改定

①移行支援計画の作成（基準）〔福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設〕

○　早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める

運　営　基　準　※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設・一部改正】
（指定障害児入所施設等の一般原則）
○指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効率的に指定入所支援を提供しなければならない。（第３条・見直し）
○指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。（第20条第１項・見直し）
○指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（第21条の２第１項・新設）
○児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。（同条第２項・新設）
○児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。（同条第３項・新設）
○児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。（同条第４項・新設）
※このほか入所支援計画作成の規定を準用

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポ　イ　ン　ト

○本基準は、令和６年４月の改正児童福祉法の施行等により、障害児入所施設は原則18歳未満、最長22歳までの利用となり、入所児童について、都道府県・政令市の調整の下、障害児入所施設から成人期の生活へ円滑な移行に向けた取組が進められることを踏まえ、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、同計画に基づき、個々の状況に応じた丁寧・着実な移行支援を進めることとしたもの

○移行支援計画の作成・見直しの手順や留意点については、入所支援計画の作成と同様。なお、移行支援計画の作成を含めた「移行支援の手引き」（令和３年12月の移行調整の手引きの見直し）を令和６年度早期に発出予定

○15歳未満の障害児であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、移行支援計画を作成することが望ましい。この場合に、移行支援関係機関連携加算等の算定も可能。また、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合には、入所支援計画に退所に向けた支援の内容を盛り込むことで作成に代えることが可能

令和６年度報酬改定

①家庭的な養育環境の確保〔福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〕

○　家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対して、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。

運　営　基　準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設】

○指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。（第20条第２項・新設）

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポ　イ　ン　ト

○ 本基準は、障害児入所施設における支援が、できる限り良好な家庭的な養育環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが重要であることに鑑み、家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、指定福祉型障害児入所施設（指定医療型障害児入所施設）は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならないこととしたもの

○　なお、良好な家庭的環境の提供の視点も盛り込んだ「障害児入所施設運営指針」（令和３年障発0909第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）について、適切な入所支援の提供にあたって参考とすることが望ましい旨を、留意事項通知において示している（基準省令第20条（指定入所支援の取扱方針）の解釈部分）

令和６年度報酬改定

②小規模グループケア加算【見直し】〔福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〕

○　より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア加算について、より小規模なケアの評価の見直しを行う。
また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】
小規模グループケア加算（定員４～８名（※））　240単位／日
（※）都道府県知事が認めた施設については最大10名
サテライト型（定員4～6名）として実施した場合＋308単位／日
（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は２以上）配置

【改定後】
小規模グループケア加算(Ⅰ)（定員４～6名）　320単位／日
小規模グループケア加算(Ⅱ)（定員7名又は8名）　233単位／日
（※）都道府県知事が認めた施設で定員9名又は10名の場合　186単位／日
サテライト型（定員4～6名）として実施した場合　＋378単位／日
(※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は3以上（うち１以上は専任））配置

ポイント

要・都道府県への届出（配置）

○　本加算は、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケアを実施している場合に算定するもの。サテライト型の小規模グループケアを実施している場合はさらなる評価を行うもの

【主な要件】
・小規模グループケアの児童の人数は、4～8名（4～6名、7名又は8名、9名又は10名でそれぞれ評価）。サテライト型の児童の人数は、4～6名とすること
・小規模グループケアの設備は、居室、居間、食堂等、入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。サテライト型は、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で実施すること
・小規模グループケアは、従業員の員数に加えて、専任の児童指導員又は保育士を1以上、サテライト型は、 従業員の員数に加えて、児童指導員又は保育士を3以上（うち１以上は専任）配置すること
※専任以外の児童指導員又は保育士については、指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事して差し支えない
専任の児童指導員又は保育士は、できる限り家庭的な環境の中でケアを行った場合に当該加算を算定することも踏まえ、食事等の生活場面において可能な限り児童と関わるものとする
・小規模グループケアによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該計画に基づき適切に支援を行うこと

【参照法令等】
報酬告示（123）：第１の９（福祉型）、第２の５（医療型）
施設基準（269）：１７・１７の２（福祉型）、２０（医療型）

令和６年度報酬改定

①支援におけるこどもの最善の利益の保障【福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

○　運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

運　営　基　準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設】

○指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第20条第３項・新設）

○児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第21条第２項・見直し）

○児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第21条第５項・見直し）

○児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第22条第２項・新設）

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポ　イ　ン　ト

○　本基準は、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、指定福祉型障害児入所施設（指定医療型障害児入所施設）に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①入所支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの

○　「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。

○　入所支援計画の作成にあたっての個別支援会議における、「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制」の確保として、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる（その際言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要）

○　児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい

○　今回の改定にあわせて、支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮に関して、考え方や取組の留意点などを示した手引きをお示しする予定（令和６年度早期に発出予定）

令和６年度報酬改定

②感染症対応力の向上【福祉型障害児入所施設】

○　感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

運　営　基　準　※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設】

○指定福祉型障害児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。（第39条第３項・新設）

○指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。（同条第４項・新設）

ポ　イ　ン　ト

○　本基準は、感染症発生時に備えた平時からの対応として、指定福祉型障害児入所施設は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めるよう努めなければならないこととする（※）とともに、障害児の病状の急変等に備えるためあらかじめ定めることとされている協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協定締結医療機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行わなければならないこととしたもの

○　（※）の取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後４か月程度から６か月程度経過後）において、入所児童が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。